

# 組合員資格確認のお願い

当JA定款により、組合員加入申し込み時の提出書類記載事項に変更があった場合や、組合員資格に変動があった場合は、その旨を届け出ていただくことになっています。

つきましては、組合員資格・氏名・住所・電話番号等の届出事項に変更・修正があった場合は、当JA支店窓口へお申し出いただきますようお願いいたします。

現在の組合員資格については、2019年2月に従来の正・准組合員を第1号から第6号組合員に定款変更を行ったことに伴い、その後の資格調査により「2020年度 出資配当および出資金残高のお知らせ」に記載されている組合員資格でご確認ください。

なお、調査が出来ていない方については、従来の正組合員については第1号組合員に、准組合員については第3号組合員としております。

## 【当JAの組合員資格】

### 【第1号組合員】(個人)

農業を営む個人又は農業に従事する個人であって、その住所又はその経営若しくは従事する農業に係る土地若しくは施設がこの組合の地区内にあるもの

### 【第2号組合員】(法人)

農業を営む法人(その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。)であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

### 【第3号組合員】(個人または法人・団体)

この組合の地区内に住所を有する個人又はこの組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者であって、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの

### 【第4号組合員】(JA・連合会)

この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

### 【第5号組合員】(農用地利用改善事業実施団体)

農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体(その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、本項第1号に該当する組合員(その住所がこの組合の地区内にある者に限る。)が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。)であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

### 【第6号組合員】(法人・団体)

農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する本項第1号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用することが適当であると認められるもの

(※)当JAの地区

綾部市、福知山市、舞鶴市の区域とします。ただし、福知山市については、下豊富・中六人部地域及び三和町、夜久野町、大江町の区域です。